

■ 研究論文

コーポレート・ガバナンスの役割と地域調和

Role of Corporate Governance on Harmonization

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士前期課程

明 山 健 師

AKIYAMA, Tsuyoshi

■ キーワード

コーポレート・ガバナンス/営利性/欧州株式会社

1 はじめに

コーポレート・ガバナンスの議論がされ始めてから、コーポレート・ガバナンスに関する研究が多面的に行われてきた。コーポレート・ガバナンスは、多発する企業不祥事と低下する企業競争力を解決するために、企業不祥事に対処し、企業競争力を強化することを目的として構築されてきたものである。コーポレート・ガバナンスを構築する目的は同じであるが、コーポレート・ガバナンスには、アメリカ型、イギリス型、ドイツ型、日本型、フランス型など多様なモデルがある。具体的には、コーポレート・ガバナンスを構築する目的は同じであるにも関わらず、コーポレート・ガバナンスのモデルは、歴史・社会・文化・制度・慣習などによって異なるのである。

そこで、グローバル化した市場に対応するために、コーポレート・ガバナンスを標準化しようとする動きがみられる。特に、欧州連合（European Union, 以下「EU」という）では、各加盟国がコー

ポレート・ガバナンスを構築し、多様化したモデルを有している。EUは、コーポレート・ガバナンスを柔軟な制度にし、調和している。このように、コーポレート・ガバナンスのモデルを異にする複数の国が地域統合¹を果たし、新たにその地域の統一された法令・規則等によってコーポレート・ガバナンスを構築したのは、EUが初めてである。

本稿では、EUにおけるコーポレート・ガバナンス研究の意義を提示することを目的として以下の3つを考察する。まず、コーポレート・ガバナンスを論じるにあたって、そもそもコーポレート・ガバナンスとは何かについて考察する。つぎに、グローバル化した市場における世界標準プロセスと地域化の展開について明らかにする。そして、EUにおけるコーポレート・ガバナンスの会社法の制定・改訂による調和にむけた展開を解明する。これらの3つを明らかにすることで、EUにおいてコーポレート・ガバナンスの調和の必要性とEUにおけるコーポレート・ガバナンスに関

する研究の意義を提示する。

2 コーポレート・ガバナンスとは何か

2-1 コーポレート・ガバナンスに関する議論の展開

コーポレート・ガバナンスは、おもに1990年代前半より、盛んに議論が行われてきた²。その議論の多くが、コーポレート・ガバナンスには、「企業競争力の強化」と「企業不祥事への対処」という2つの役割があると固く信じられたものであった³。ここでは、この2つの役割について考察する。

平田光弘[2008]によると、日本におけるコーポレート・ガバナンスの議論は、3段階に分けられる。コーポレート・ガバナンスの議論は、「第一に、企業不祥事への対処をめぐる議論され、企業不祥事の再発を防止するには、経営監視・監督の仕組みはどうあるべきかが問われてきた。…(中略)…第二は、企業競争力の強化をめぐる議論である。企業競争力を高めるには、どのような経営意思決定の仕組みと経営監視・監督の仕組みとが望ましいかが論じられてきた。…(中略)…ところが、日本では、2000年から2005年にかけて、また、アメリカでは、2001年から2002年にかけて、日米社会を揺るがすような企業不祥事(雪印乳業、雪印食品、三菱自動車、西武鉄道などの事件、エンロン、ワールドコムなどの事件)が相次いで起こり、再び『企業不祥事とガバナンス問題』が真剣に問われている⁴」のである。

コーポレート・ガバナンスの議論は、企業不祥事への対処から、企業競争力の強化へ移り、その後、再び企業不祥事への対処へと戻ってきた。ただし、

企業競争力が議論されている間も、企業不祥事が解決されていたわけではないことを忘れてはならない。コーポレート・ガバナンスの議論は、そのときに社会的に問題とされ、クローズアップされている問題に対して論じられ、その問題の解決をみないまま次の議論へと移ってきたのである。つまり、いまのところ、コーポレート・ガバナンスは、「企業競争力の強化」と「企業不祥事への対処」という2つの役割を果たし切れていないといえる。これらの役割を達成するために、今後もコーポレート・ガバナンスに真剣に取り組む必要がある。

2-2 コーポレート・ガバナンスの先行研究

コーポレート・ガバナンスは多くの研究者によって、その重要性や必要性が叫ばれ、さまざまな視点から議論されてきた。そのようななかで、コーポレート・ガバナンスは、おおむね「企業統治」と邦訳されており、邦訳に関しては多くの研究者が認めているところであろう。

しかし、コーポレート・ガバナンスは、さまざまな視点から多面的に研究されてきたことを背景として、論者によって異なる定義付けが行われてきた。たとえば、コーポレート・ガバナンス原則の先駆的研究者である小島大徳[2004]は、コーポレート・ガバナンスを「所有と経営が分離している企業において、経営者が、企業不祥事への対処(コンプライアンス経営)と企業競争力の強化とを目的としながら、企業に関わる利害関係者の利害調整を同時に達成しようとする企業構造を構築すること⁵」であると述べ、小島大徳[2007]において、その利害関係者がさらに広い概念である市

表1 日本のコーポレート・ガバナンスの議論と2つの役割

時期	役割	議論の中心
1990年代初め	企業不祥事への対処	経営監視・監督の仕組み
1990年終わり	企業競争力の強化	経営意思決定の仕組み 経営監視・監督の仕組み
2000年代	企業不祥事への対処	経営監視・監督の仕組み

(出所) 平田光弘[2008] 40-41頁を参考に筆者が表を作成。

民社会にまで拡大し、コーポレート・ガバナンスは「市民社会の枠内で企業を把握して論じていく必要がある⁶」ことを明らかにしている。

コーポレート・ガバナンスをアカウントビ

リティの観点から考察した出見世信之[1997]は、コーポレート・ガバナンスとは、「広義には『企業と利害関係者との関係』、狭義には『株主・経営者関係と会社機関構造』と捉えることができる

表2 コーポレート・ガバナンスに関する研究の展開

研究者	出所	定義（意味）および提言
今西宏次	今西宏次[2007]115頁.	「株主理論と利害関係者理論のどちらの立場をとるのか、株式会社の目的は何かを考えることがコーポレート・ガバナンス論の核心である」
海道ノブチカ	海道ノブチカ[2005]1頁.	「企業はだれのものか、企業を支配するのはだれか、あるいは社会的な広がりをもつ現代の巨大企業をだれが、どのように規制するのか」
小島大徳	小島大徳[2004]i頁.	① 「所有と経営が分離している企業において、経営者が、企業不祥事への対処（コンプライアンス経営）と企業競争力の強化とを目的としながら、企業に関わる利害関係者の利害調整を同時に達成しようとする企業構造を構築すること」 ② 「市民社会の枠内で企業を把握して論じていく必要がある」
	小島大徳[2007]185頁.	
佐久間信夫	佐久間信夫[2006]1頁.	「株主をはじめとするステークホルダーの経営者に対する監視」
櫻井克彦	櫻井克彦[1999]30頁.	「企業の支配・運営の在り方に係わる概念であり、ステークホルダーの利益の尊重と促進がみられるよう企業とその経営者を規則づけること、もしくはそのための仕組みないしシステムを強調する概念」
出見世信之	出見世信之[1997]8頁.	① 「広義には『企業と利害関係者との関係』、狭義には『株主・経営者関係と会社機関構造』と捉えることができる」 ② 「経営者に対する内部統制システムとしての取締役会と外部統制システムとしての各種の市場を機能させることが、企業統治改革において求められる」
	出見世信之[2007]143頁.	
仲田正機	仲田正機[1999]126頁.	「基本的にはコーポレート・パワーの権能の行使それ自体、および行使のためのシステムと手法の全体」
平田光弘	平田光弘[2006]17-18頁.	① 「企業と利害関係者との関係」、「経営者の経営を監視・監督する仕組み」 ② 「経営者は企業を『社会に信頼される企業』（socially trustworthy company）・・・（中略）・・・に高めることが必要（下線は筆者による）」
	平田光弘[2008a]3頁.	
松下優	松下優[1998]188頁.	「『所有と支配の分離』が生じた巨大株式会社において、経営者の行為の正当性の論理はなんであり、その行為を監視する内部、外部の監視システムをどう設計し、制度化するのか」
吉森賢	吉森賢[2007b]42頁.	① 「第一に企業の主権者の特定と、第二に主権者のために経済合理性と法令順守により経営者が経営活動を行っているかについての監視、評価とそのため組織と手続き」 ② 「アメリカ、ドイツ、日本の優れた業績を誇り、社会からも尊敬されている企業が従業員を重視している」
	吉森賢[2007b]47頁.	

(出所) 筆者作成。

7]と述べ、出見世信之[2007]において、コーポレート・ガバナンスは、「経営者に対する内部統制システムとしての取締役会と外部統制システムとしての各種の市場を機能させることが、企業統治改革において求められる⁸⁾」ことを明らかにしている。

コーポレート・ガバナンスを経営者問題の観点から考察した平田光弘[2006]は、コーポレート・ガバナンスには、「企業と利害関係者との関係⁹⁾」という意味と「経営者の経営を監視・監督する仕組み¹⁰⁾」という2つの意味があると述べ、平田光弘[2008a]において、コーポレート・ガバナンスの主体が経営者自身にあることを強調したうえで、経営者は企業を「『社会に信頼される企業』(socially trustworthy company)・・・(中略)・・・に高めることが必要¹¹⁾」であることを明らかにしている。

アメリカやヨーロッパのコーポレート・ガバナンスを企業概念などの観点から考察してきた吉森賢[2007b]は、コーポレート・ガバナンスを、「第一に企業の主権者の特定と、第二に主権者のために経済合理性と法令順守により経営者が経営活動を行っているかについての監視、評価とそのための組織と手続き¹²⁾」であると述べ、「アメリカ、ドイツ、日本の優れた業績を誇り、社会からも尊敬されている企業が従業員を重視している¹³⁾」ことから、従業員のために経営を行うことが企業競争力の強化につながることを明らかにしている。

コーポレート・ガバナンスを社会的側面から考察した海道ノブチカ[2005]は、「企業はだれのものか、企業を支配するのはだれか、あるいは社会的な広がりをもつ現代の巨大企業をだれが、どのように規制するのか¹⁴⁾」という問題がコーポレート・ガバナンスの主要な問題であると述べ、ドイツの企業が有する社会的側面に焦点を当て、ドイツ企業が極めて政治的な側面からコーポレート・ガバナンスを構築していることを明らかにしている。

これらの先行研究を総括すると、コーポレート・ガバナンスには、①企業を監視・監督する主体を明らかにすること、②企業と利害関係者の利害

調整を達成しようとする企業構造を構築すること、の2つの問題があるといえよう。そして、先行研究には、コーポレート・ガバナンスの問題を社会と結びつけて解決しようとするものが少ない。たとえば、前述したように、小島大徳[2007]は、コーポレート・ガバナンスを「市民社会の枠内で企業を把握して論じていく必要がある¹⁵⁾」ことを明らかにし、平田光弘[2008a]は、経営者が企業を「社会に信頼される企業」に高める必要性があることを明らかにしている¹⁶⁾。

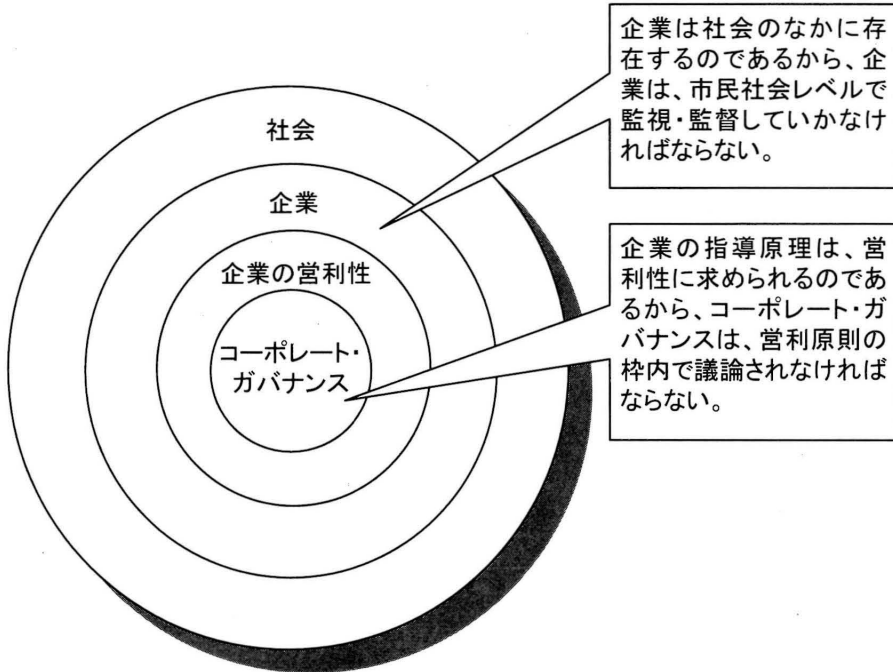
2-3 コーポレート・ガバナンスの営利性と社会性

コーポレート・ガバナンスの定義に関する先行研究の議論を考察してみると、コーポレート・ガバナンスはおおむね利害関係者との関係を調整するものであることが理解できる。その利害関係者と強く関係するという性格から、コーポレート・ガバナンスに関する研究のなかには、コーポレート・ガバナンスの社会性¹⁷⁾に言及したものが少ない。ただし、コーポレート・ガバナンスの社会性へのアプローチの仕方は研究者によって異なる。

研究者によって、コーポレート・ガバナンスの社会性へのアプローチの仕方が異なる原因は、利害関係者という言葉の概念が曖昧であることに求められよう。そもそも、利害関係者の範囲や重要度は企業によって異なるし、その企業に対して必ずしも1つの側面から関係しているのではなく、多面的に関係しているのであるから、利害関係者を特定すること自体に無理がある¹⁸⁾。つまり、利害関係者という言葉の概念をはっきりさせないまま議論が進んでいるから、企業の主要な利害関係者は誰であるのか、企業は誰のものであるのか、といった疑問が湧いてくるのである。

企業が誰のために経営されるべきか、について議論するためには、企業の目的が何かという問題を解決する必要があるであろう。藻利重隆[1984]によると、企業の目的は、営利目的と商品生産目的¹⁹⁾とにある²⁰⁾。そのうちの営利目的は、資本主

図1 企業の営利性とコーポレート・ガバナンスの関係



(出所) 筆者作成。

義社会において指導原理をなすものである²¹。そして、企業は、「営利目的を指導原理として、したがって、営利原則にもとづいて商品生産目的を達成する²²」ことを目的とする。つまり、企業の目的である営利目的と商品生産目的は、切り離されて達成されるものではなく、それらを融合させて機能させることに企業の社会的合理性²³を見いだすことができる²⁴。また、企業の社会的合理性とは、社会に対する貢献性を意味する²⁵。ここでの社会に対する貢献性とは、社会の要請に対して即応することである。したがって、企業は、社会からの要請に即応して社会に貢献することによって、社会的合理性を得ることができるのである。つまり、企業の目的は、営利原則にもとづいて、商品生産目的を達成し、社会に貢献することであるといえる。

企業は、そもそもオランダにおいて、貿易を通じた国内経済の発展を目的として、政府の認可を得て誕生したオランダ東インド会社を起源とす

る²⁶。オランダ東インド会社は、喜望峰からマゼラン海峡に至る地域との貿易独占権と条約の締結、軍隊の設置、貨幣の鑄造などを認められており、極めて政治的な特権を有する会社であった。くわえて、オランダ東インド会社は、東インドとの貿易を独占することでオランダ社会の経済発展に寄与する、という社会からの要請によって誕生した²⁷。つまり、株式会社は、株式会社の原点に戻ると利益を生み出して営利活動によって社会発展に役立つという社会的な要請によって成り立っているといえることができる。社会からの要請によって誕生した「株式会社」は、今日に至るまで、社会からの要請に即応した生産活動を通して社会に貢献している²⁸。このように企業は、社会と密接に関係しており、企業の規模が拡大するにつれて、企業が社会に与える影響が強くなると同時に社会から受ける影響も強くなるのである。そのため、現代の大規模な企業は、社会全体に影響しており、限定された利害関係者のために経営が行われては

ならないのである。したがって、企業は、特定の利害関係者のために存在しているのではなく、社会全体のために存在しているというのが妥当であろう²⁹。つまり、企業と社会は相互に強く影響しており、企業を社会全体で企業を監視・監督する必要がある。

さて、ここまでの検討結果から、本論文では、コーポレート・ガバナンスは、「企業競争力の強化と企業不祥事の対処を目的として、企業を監視・監督する主体を明らかにし、市民社会レベルで企業と利害関係者の利害調整を達成しようとする企業構造を構築すること」であると定義付けた。また、企業は、営利性を最大限に優先する必要がある。そのため、コーポレート・ガバナンスは、企業不祥事の対処も最終的には企業競争力の強化につながり、企業経営に役立つものでなければならないのである。

3 世界的なコーポレート・ガバナンスの展開

3-1 コーポレート・ガバナンスの多様性

コーポレート・ガバナンスのもっとも主要な問題は企業経営機構改革である。既存の企業経営機構は、研究が進んでいるものだけでもアメリカ型、イギリス型、ドイツ型、日本型、フランス型など多様なタイプがある³⁰。これらのコーポレート・ガバナンスを形作っているのは、企業法制度や上場規則である。したがって、コーポレート・ガバナンスはおおむね企業法制度や上場規則を基にして分類されているといえる。

コーポレート・ガバナンスを国際比較すると、歴史・社会・文化・慣習などに起因して、制度の特徴が異なることが理解できる。たとえば、ドイツの共同決定制度である。ドイツの共同決定制度は、共同決定制度の歴史的研究を行なった海道ノブチカ[2005]によって、極めて政治的に構築されていることが明らかにされている³¹。具体的には、海道ノブチカ[2005]によって、ドイツでは「1969年の総選挙では社会民主党は、自民党と連立政権

をつくり、ブランド政権が成立した。…(中略) …このブランド、シュミットと続く社会民主党政権下で経営参加を目指す運動は活発にな³²」ったことなどが論じられている。さらに、吉森賢[2000]は、ドイツの政治がフランスに与えた影響についても指摘している。具体的には、フランスのコーポレート・ガバナンスがドイツと同じく、政権を握った政党のイデオロギーやナチスドイツの影響を受けているのである³³。

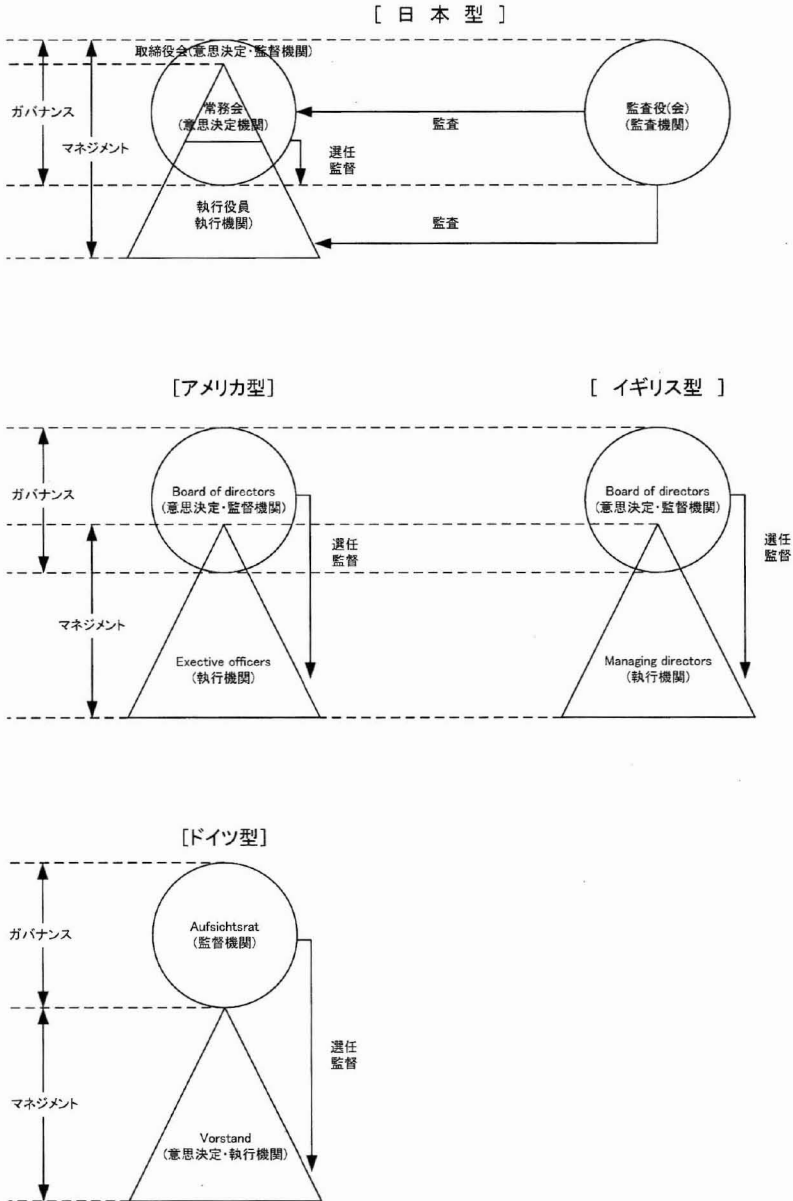
各国で構築されたコーポレート・ガバナンスは、長年の議論によって構築されてきたものである。そして、歴史・社会・文化・制度・慣習などに起因して構築されたコーポレート・ガバナンスは、すでに各国で自国の制度として根付いている。各国で構築された多様なコーポレート・ガバナンスに関して世界標準化しようとする動きと地域のコーポレート・ガバナンスを重視しようとする2つの動きがある。次項以下で、その2つの動きについて考察する。

3-2 コーポレート・ガバナンスの世界標準化に向けた動向

コーポレート・ガバナンスの世界標準化に向けた動向は、おもに、小島大徳[2004]によって解明された³⁴。小島大徳[2004]は、OECDコーポレート・ガバナンス原則(以下「OECD原則」という)を世界標準コーポレート・ガバナンス原則(以下「世界標準原則」という)にもっとも近いコーポレート・ガバナンス原則(以下「原則」という)³⁵と位置づけ、世界標準原則が世界中で策定されている原則を通して、企業の実践まで浸透していく体系を明らかにした³⁶。

図3に表されるように、世界標準原則は、機関投資家機関や国際機関、国内機関などの原則策定機関によって参照される。世界標準原則を参照して策定された原則は、各原則策定機関の立場から企業に向けた原則を策定し、企業に原則を遵守することを要求する。そのため、企業は、世界標準原則の流れを受けたコーポレート・ガバナンスを構築することになるのである。そして、企業が構築するコーポレート・ガバナンスは、企業独自の

図2 日米英独のボードシステム



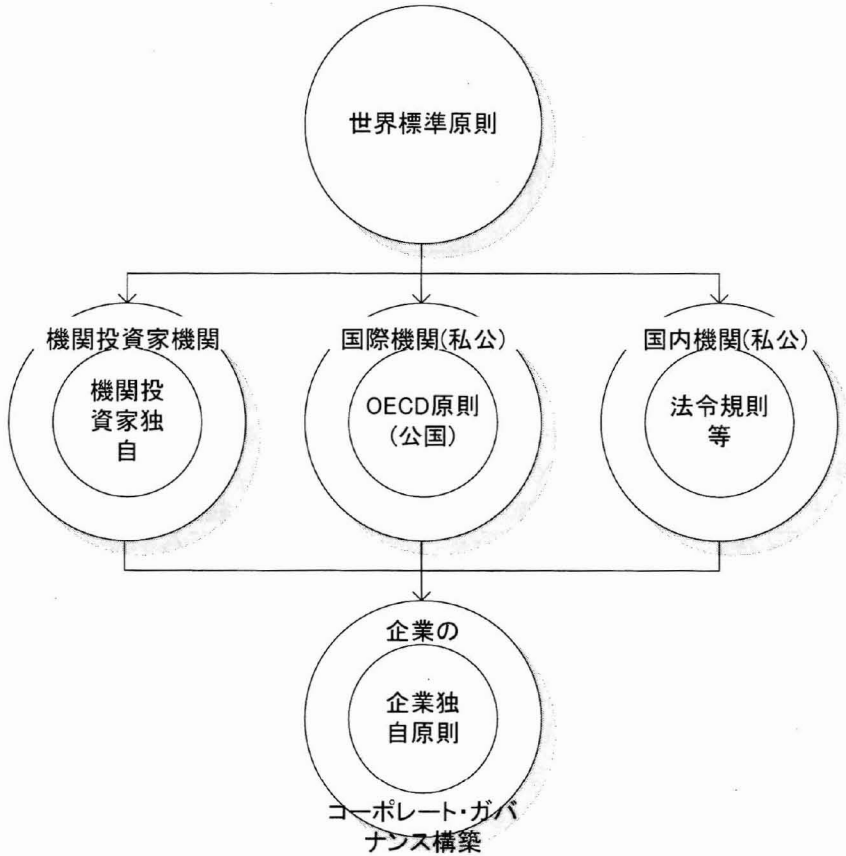
(出所) 平田光弘[2003]161頁.

コーポレート・ガバナンスとして原則化される。さらに、原則化されたコーポレート・ガバナンスは、企業独自原則として企業のコーポレート・ガバナンスを強化するものである。

世界標準原則は、非拘束性と参照可能性という、

2つの特徴を有しているといわれている³⁷。この非拘束性と参照可能性という2つの特徴が、世界標準化する際に切り離すことのできない条件でもある。なぜならば、各国で構築されてきたコーポレート・ガバナンスは、歴史・社会・文化・制度・

図3 21世紀のコーポレート・ガバナンス原則の関係



(出所) 小島大徳[2004]14頁.

慣習などによって、異なるからである。さらに言及すると、企業によって、求められるコーポレート・ガバナンスは異なる³⁸。したがって、コーポレート・ガバナンスの世界標準は、非拘束性を有していることが要求されるのである。また、世界標準原則の条件は、先に挙げた機関投資家機関や国際機関、国内機関などのあらゆる機関や企業に参照されなければならない、参照可能性を有している必要があるのである。

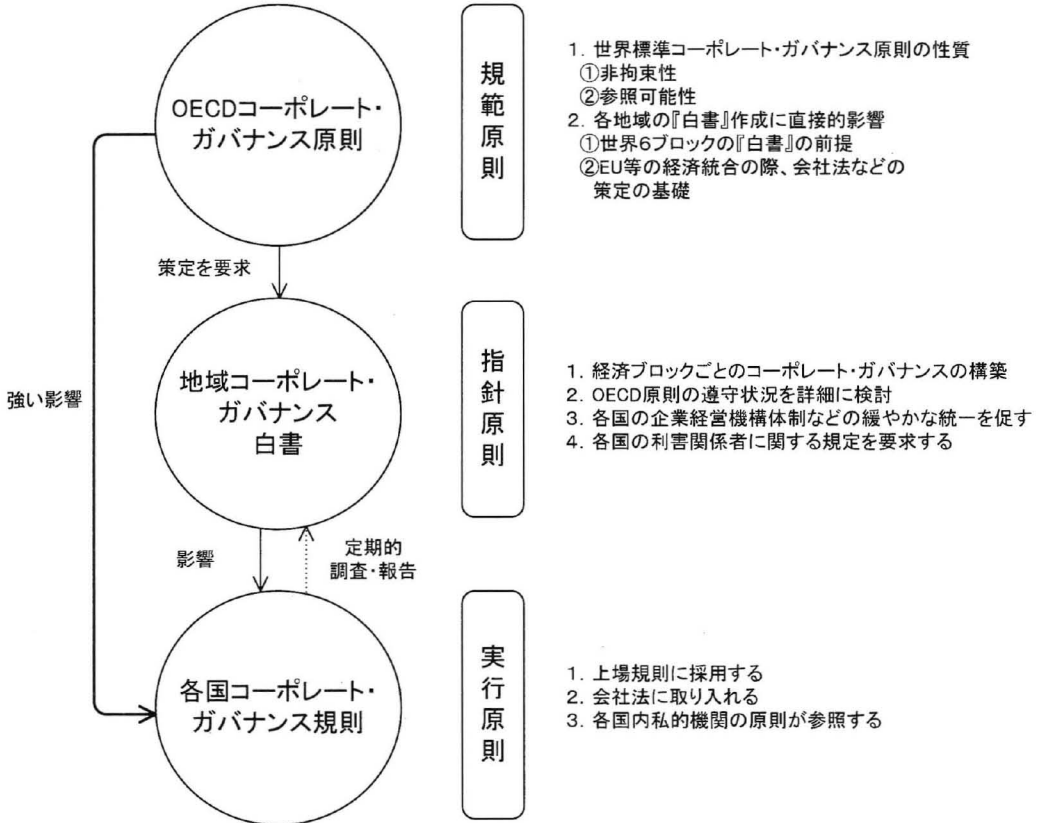
3-3 地域に根ざしたコーポレート・ガバナンスの構築

コーポレート・ガバナンスにおいて、世界標準化にむけた動向のほかに、地域に根ざしたコーポ

レート・ガバナンスの構築を目指す動向もある。地域に根ざしたコーポレート・ガバナンスを構築する動向の代表的なものに、①OECDによる地域円卓会議の開催と地域コーポレート・ガバナンス白書の策定、②統合地域であるEUにおける会社法の改革、が挙げられる。これらの動向は、国レベルを超えつつも地域レベルの特性に合ったコーポレート・ガバナンスを構築しようとする試みであるといえる。

OECDによる地域に根ざしたコーポレート・ガバナンスの構築の展開は、地域コーポレート・ガバナンス白書がOECD原則の要求を受けて策定されることで、各加盟国のコーポレート・ガバナンス規則に影響を与えている³⁹。OECDが地域に根

図4 世界のコーポレート・ガバナンス原則の展開



(出所) 小島大徳[2006]148頁を一部加筆。

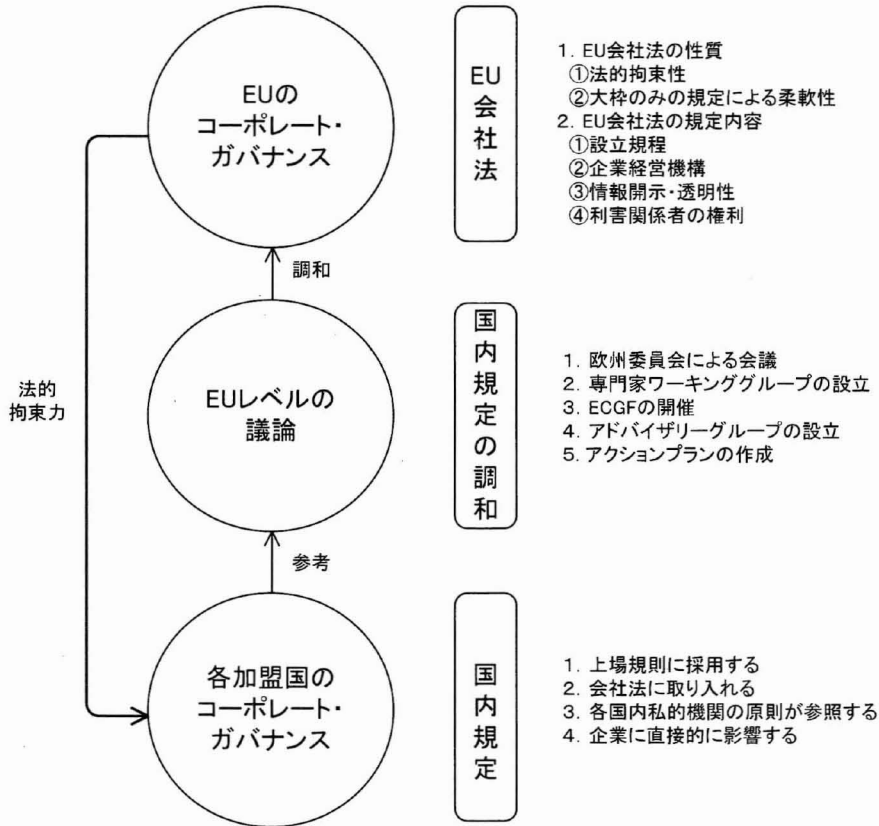
ざしたコーポレート・ガバナンスの構築を進めている地域は、ロシア、南東欧、ラテンアメリカ、ユーラシア、アジアの5地域である。そして、これらの地域に適合するコーポレート・ガバナンスを構築することで、各地域の経済発展を目指すのである。地域円卓会議によって策定された各地域のコーポレート・ガバナンス白書が各国のコーポレート・ガバナンスに影響することで、OECDが各国のコーポレート・ガバナンス規則に影響するということである。

そして、EUにおける会社法の改革は、OECDの地域のコーポレート・ガバナンス白書とは異なる性質を有している。EUではEU全域を活動範囲とする株式会社である欧州株式会社 (Societas Europaea) の設立が可能になった。そこで制定

された「欧州株式会社法 [Council Regulation (EC) No. 2157/2001 of 8 October 2001 on the Statute for a European company] ⁴⁰」やそれを補う「従業員

の経営参加に関する欧州株式会社法を補完する理事会指令⁴¹」によって、EUのコーポレート・ガバナンスの基盤が形作られている。これらの法令・規則等は、欧州会社法として、欧州株式会社に強制力をもって影響している。ただし、欧州会社法は、大枠を定めたに過ぎず、欧州会社法に定めのない事項に関しては、各加盟国の国内法または定款によって定められる。くわえて、法的拘束性を有する規則は、各EU加盟国のコーポレート・ガバナンスを基に、各国の代表による会議や専門家によるワーキンググループの活動を通して制定される。このようにして、EUの地域に根ざしたコー

図5 EUにおけるコーポレート・ガバナンスの展開



(出所) 筆者作成。

ポレート・ガバナンスは、加盟国のコーポレート・ガバナンスとも相互の影響し合いながら、構築されているのである。

OECDの進める地域に根ざしたコーポレート・ガバナンスの構築は、OECD原則を基盤にして、地域の特性を生かした健全なコーポレート・ガバナンスを構築し、経済発展を目指すものである。そして、EUが構築するコーポレート・ガバナンスは、EU域内で多様化したコーポレート・ガバナンスを調和することで、国境を越えた経営を促進し、EU全体の経済発展を目指すものである。EUは、このように地域に根ざしたコーポレート・ガバナンスを構築するとともに、国際的な経営を促進するという特徴を備えている。つまり、EUのコーポレート・ガバナンスは、ヨーロッパ・

スタンダードを構築するとともに、グローバルな経営に対応することのできるシステムを構築しようとするものであるということができよう。

4 EUにおけるコーポレート・ガバナンスの展開

4-1 EU統合の背景

EUにおいてコーポレート・ガバナンスの調和が求められた理由は、EUが単一市場を形成する国境を越えた超国家的な地域だからである。なぜならば、単一市場を形成するにあたって、企業法制度が異なると国境を越えた経営を行う際に、複雑な手続きを必要とするからである。したがって、EUにおいてコーポレート・ガバナンスの調和が

優先事項であった。つまり、コーポレート・ガバナンスの調和は、EU統合のために必要不可欠であったと解することができるであろう。EUにおいてコーポレート・ガバナンスの調和が、EU統合に必要不可欠であったとするならば、EUにおいてコーポレート・ガバナンスの調和が求められた背景は、EU統合の背景に求めることができよう。

EU統合の背景には、第一次世界大戦が挙げられる。第一次世界大戦は、ヨーロッパにおける各国間の対立の歴史を象徴するものである。4年にもおよぶ第一次世界大戦で戦場とされたヨーロッパの国々は、戦勝国、敗戦国共に経済的に疲弊した。そして、それに追い打ちをかけて、戦勝国であるフランスは、敗戦国であるドイツに対して天文学的な金額の賠償金を課した⁴²。この厳しい敗戦処理によって、ドイツとフランスの対立の激しさは増したのである。しかし、各国の対立を深めた戦間期に、EU統合に向けた汎ヨーロッパ主義⁴³という思想がわき上がり、汎ヨーロッパ運動が開かれたのである。そして、フランス外相であったロベール・シューマンがシューマン・プランを提唱したことで、第二次世界大戦後から急速にEU統合に向けて歩き出したのである⁴⁴。

EU統合における最大の目標は、戦後疲弊したヨーロッパの経済を回復させることであり、経済の回復こそがヨーロッパ社会からの要請であるといえるであろう。したがって、コーポレート・ガバナンスには、企業競争力の強化と企業不祥事への対処という2つの役割を有しているという意見が有力であるが、EUにおいては、企業競争力の強化に重点をおいたコーポレート・ガバナンス改革が求められるのである。そのため、EUには、共通の詳細なコーポレート・ガバナンス規定は存在しない。なぜならば、コーポレート・ガバナンスは、歴史・社会・文化・制度・慣習などさまざまな要因が重なって構築されてきたものであるから、コーポレート・ガバナンスを無理に統一してしまうことは、経営に自由度を低下させる虞があり、好ましくないからである。

4-2 欧州会社法制定にむけた動き

欧州会社法の制定には、約40年もの歳月を要した。欧州会社法の制定プロセスで、企業経営機構と従業員の経営参加に関する制度に関して、ドイツを中心として、二層型企业経営機構の企業経営機構を採用し、監督機関に従業員の参加が認められる制度作りを進めることが主張された。しかし、その案に対し、一層型企业経営機構の経営機構制度が確立されている国や従業員の参加が認められていない国などから反対の声があがった。これは、ドイツをモデルとした経営にヨーロッパの国々が必ずしも適応できるわけではないため、二層型企业経営機構に統一する必要はなく、一層型企业経営機構も選択できるようにするべきであるという批判であった⁴⁵。

この批判によって、図6に表されるように、1975年に策定されたグリーンペーパー『ECにおける従業員参加と会社の構造』において、一層型企业経営機構と二層型企业経営機構の併存という方針が打ち出される。そして、グリーンペーパーにおいて決定された方針は、2001年に制定をみる欧州株式会社法まで受け継がれることとなる。さらに、従業員の経営参加に関して、第5令変更提案において、1. 監督機関における労働者代表、2. 監督機関の現構成員による新しい構成員の共同選出、3. 会社機関から分離された労働者の代表、の3つからの選択制が提案され、1991年規則案・指合案で、監督機関は構成員のなかから1人の会長を選任しなければならない、ことが提案され、合意を得ることが難しかった⁴⁶。しかし、2001年の欧州株式会社法では、①従業員を経営に参加させなければならない、②経営参加には情報参加方式と監督機関への経営参加方式とがある、③共同決定制を有しない国において、合併により欧州株式会社を設立する場合には、共同決定制を導入する必要はない、④共同決定制を有する国において、合併により欧州株式会社を設立する場合には、共同決定制に関する従業員の権利は保障される、ことで合意に至ったのである⁴⁷。

図6 欧州株式会社法制定までの議論

	企業経営機構	従業員の経営参加
<p>第5指令 原始提案</p> <p>1972年</p>	<p>労働者500人以上の株式会社の運営機構として経営機関と監督機関とからなる二層型に統一</p>	<p>監督機関への労働者の参加を実現</p>
<p>グリーン ペーパー</p> <p>1975年</p>	<p>①経過期間においては二層型と一層型の並存を認める ②経営協議会制度を弾力的に活用</p>	<p>なし</p>
<p>第5指令 変更提案</p> <p>1983年</p>	<p>原則としては二層型を推奨し一層型を選択することも可能</p>	<p>①労働者1,000人以上の株式会社において採用される ②以下、3モデルから一つを選ぶことが可能 1.監督機関における労働者代表 2.監督機関の現構成員による新しい構成員の共同選出 3.会社機関から分離された労働者の代表 ③会社の労働者の過半数が投票で参加に反対を表明した場合に経営参加は実施されないと定めることが可能</p>
<p>第2次変更提案</p> <p>1989年</p>	<p>一層型と二層型という2つのモデルが選択的に提示</p>	<p>3つのモデルを規定</p>
<p>1991年 規則案・指令 案</p> <p>1991年</p>	<p>①定款による一層型と二層型の選択を認める ②加盟国がその領土に本店を置く欧州株式会社に対して一層型と二層型の2つの制度のどちらかを採用するように命じることが可能</p>	<p>①監督機関は、その構成員の中から1人の会長を選任しなければならない ②労働者参加指令第4条が適用されるときは、会長は、株主総会によって選任された構成員の中から選ばなければならない ③監督機関の決議において、賛否同数となった場合、監督機関の会長のみに最終決定権が与えられる</p>
<p>欧州 株式会社法</p> <p>2001年</p>	<p>一層型と二層型を選択し定款に定める事を認める</p>	<p>①従業員を経営に参加させなければならない。 ②経営参加には情報参加方式と監督機関への経営参加方式とがある。 ③共同決定制を有しない国において、合併により欧州株式会社を設立する場合には、共同決定制を導入する必要はない。 ④共同決定制を有する国において、合併により欧州株式会社を設立する場合には、共同決定制に関する従業員の権利は保障される。</p>

(出所) 平田光弘[2008b]を参考に筆者作成。

従来、各加盟国で確立されていた会社法制度を、1つの会社法制度で統一しようとする場合に、加盟国間の既存の制度があるために、新しい制度に対して反発が生じてしまう。そこで、EUがとったのは、企業を設立するうえで最も基本的な内容のみを規定し、規定する内容に関しても広く定款や国内法によって選択することができる制度作りであった。これによって、加盟国内での欧州会社法の適用が容易にできるようになった。くわえて、広く定款自治にゆだねるということは、経営の自由度が増すということである。近年のコーポレート・ガバナンスを巡る議論は、企業不祥事

の対処を重視するあまりに、企業を規制しすぎる傾向があり、それによって企業の競争力が低下する虞がある。その意味で、経営の自由度が増すことは、企業競争力の強化につながるといえるであろう。

4-3 EUにおけるコーポレート・ガバナンスの光と陰

EUにおけるコーポレート・ガバナンスは、ヨーロッパ・スタンダードを確立しようとするものであったが、コーポレート・ガバナンスの制度を調和するという方法で、各加盟国間の利害関係を

調整している。EUは、世界で初めて地域レベルで会社法を制定した地域である。EUが、その試みに成功するまで、このような試みが成功すると考えた者は少ないであろう。しかし、EUがこのように統合地域として、成功している陰には、加盟国間の主張と議論、そして妥協がある。複数の主張が存在する場合には、必ず妥協が伴う。地域地域統合を進める際には、どの程度妥協し、協調して制度作りを進めていくのか、が重要な鍵となるであろう。

加盟国間の主張と議論、妥協によって構築されたEUのコーポレート・ガバナンスは、EUという国際的な市場のなかで、経営の国境を越えた移動を簡単なものとした。くわえて、国境を越えた企業統合も容易になった。それによって、EUにおいて、企業競争力の強化に期待できよう。さらに、EUにおいて、国際的な経営が促進されることで、EU域外でのグローバルな経営に対しても競争力が強化することが考えられる。EUにおいて、柔軟性の高い制度が構築されたことで、経営の効率を向上し、企業競争力を強化できる体制を経営者がいかに構築するかが求められるであろう。また、柔軟性の高い制度が構築されたことで、企業の経営における自由が、広く認められたということができよう。そこで、企業は、健全で効率の良い経営を行うことができるような体制を整えていく必要があるだろう。

しかし、柔軟性の高いEUの制度は、時に負の要因にもなりえる。つまり、規則によって経営を束縛されないということは、経営者が企業を不祥事に導く虞がある。いくら企業倫理を叫んでも、経営者が抱く倫理は、経営者によって異なるのであって、企業倫理のみに企業不祥事の対処を任せてしまうと虚しい思いをするだけであろう。EUは、経営者の経営の自由度を守りながら、企業不祥事に対処することができるシステム作りを深める必要がある⁴⁸。そのためには、自由が許されるべきことと規則で統制されるべきことを見極めていく必要がある。

5 おわりに

コーポレート・ガバナンスは、極めて社会的な性格を有しており、これまで政策的に構築されてきた。コーポレート・ガバナンスの核となるものは、会社法制度や上場規則などであり、これらに定められることで構築されてきたものが多い。これらの制度は、社会からの要請を受けて整備されていくものであるから、自ずとコーポレート・ガバナンスは、社会性を有することになるのである。そして、企業は、営利性を通して、社会からの要請を満たすことで、社会的合理性を得ることができるため、これらの社会からの要請にこたえていくことが重要である。

コーポレート・ガバナンスは、企業競争力の強化と企業不祥事の対処という目的を社会からの要請を反映している。そこで、本稿では、コーポレート・ガバナンスは「企業競争力の強化と企業不祥事の対処を目的として、企業を監視・監督する主体を明らかにし、市民社会レベルで企業と利害関係者の利害調整を達成しようとする企業構造を構築すること」、であると定義付けた。くわえて、企業は、営利原則を最大限に優先する必要がある。そのため、コーポレート・ガバナンスは、企業不祥事の対処も最終的には企業競争力の強化につながり、企業経営に役立つものでなければならない。

世界的に多様化するコーポレート・ガバナンスのモデルに対して、グローバル・スタンダードを構築しようとする動きと地域のコーポレート・ガバナンスを重視しようとする2つの動きがある。そして、地域に根ざしたコーポレート・ガバナンスは、世界標準原則が有する性格と類似していることが明らかになった。また、地域に根ざしたコーポレート・ガバナンスのなかでも、EUにおけるコーポレート・ガバナンスは、加盟国のコーポレート・ガバナンスを基礎としたコーポレート・ガバナンスを構築していることが明らかとなった。

第一次世界大戦後から、ヨーロッパでは経済力の回復という社会からの要請によって、地域統合が進められてきた。地域統合のなかで、コーポレー

ト・ガバナンスの調和が最優先課題とされた。そこで、EUではコーポレート・ガバナンスの調和を達成するために、柔軟な制度作りを行うことによって対応してきた。そして、柔軟な制度作りによって、企業経営の自由度が広がり、企業競争力の強化につながるであろうことが明らかとなった。

しかし、柔軟な制度には、経営者が企業を企業不祥事へと導く危険性をも指摘できる。そのため、コーポレート・ガバナンスにおいて、会社法制度や上場規則によって構築される部分と経営者自らが構築する部分の比率が、どの程度であることがベストであるのか、また、経営者は自らどのようなコーポレート・ガバナンスを構築すべきなのか、を検討する必要があると考えられる。

EUにおけるコーポレート・ガバナンスを構築することは、企業がどのようにグローバル化した世界のなかで、他国のコーポレート・ガバナンスに適応させていくのか、を検討するために、適したモデルとなるであろう。そして、AU（アフリカ連合）やASEAN（東南アジア諸国連合）など世界各地で統合化が進められている地域において、それがEUと同様に単一市場を完成させようとする場合に、どのようなコーポレート・ガバナンスを構築すべきであるのかを考察するモデルとして、EUにおけるコーポレート・ガバナンスを研究する意義があるといえるであろう。

注

- 1 本稿では、地域統合を、「国境障壁を取り除き、経済的・政治的に地域化がすすむこと」と定義することとする。さらに、地域統合は経済的・政治的な地域化が進むことによって、グローバル化が進展し、地域内の経済面や外交面に良い影響を与えるものでなければならない。したがって、ブロック経済のような保護主義とは異なるものである。
- 2 小島大徳[2004]25頁。
- 3 平田光弘[2008a]35頁。
- 4 平田光弘[2008a]40-41頁。
- 5 小島大徳[2004]i頁。

- 6 小島大徳[2007]185頁。
- 7 出見世信之[1997]8頁。
- 8 出見世信之[2007]143頁。
- 9 平田光弘[2006]17-18頁。
- 10 平田光弘[2006]17-18頁。
- 11 平田光弘[2008a]3頁。
- 12 吉森賢[2007]42頁。
- 13 吉森賢[2007]47頁。
- 14 海道ノブチカ[2005]1頁。
- 15 小島大徳[2007]185頁。
- 16 平田光弘[2008a]3頁。
- 17 社会性という言葉には、論者によってとらえ方が異なる可能性があるため、本稿では、コーポレート・ガバナンスの「社会性」という言葉の位置づけをここに明記しておく。社会性という言葉は、決して営利性（収益性）との真反対概念ではないことに注意されたい。たとえば、企業は営利性を前提として、社会に貢献することを社会的合理性としており、その社会的合理性を達成することに企業の社会的責任を求めることができる。企業においては、営利性こそが社会的合理性を達成するものである。
- 18 これについては、小島大徳[2007]172-185頁を参照されたい。
- 19 商品生産目的は、営利目的に含まれると考えられる。また、現代では、持株会社のような商品を生産しない企業も現れている。しかし、持株会社を有する企業グループ全体をみみると、最終的には商品生産を行っているため、商品生産目的を有しているといえる。
- 20 藻利重隆[1984]第1章。
- 21 資本主義体制下では、公企業・私企業を問わず、営利目的のもとに活動が行われる。しかし、営利目的とは、単なる貨殖目的ではない。経営者がこれを単なる貨殖目的と捉え、自己の利益のみを追求すると経営者によって企業不祥事へ導かれてしまう可能性があるのである。
- 22 藻利重隆[1984]6頁。

- 23 企業の社会的合理性とは、企業が存立する社会的な裏付けを意味する。現代社会で企業の社会的合理性が存在することは議論をするまでもないが、コーポレート・ガバナンスの本質を検討するために、あえて取り上げることとする。
- 24 藻利重隆[1984]第1章。
- 25 藻利重隆[1984]7頁。
- 26 大塚久雄[1969]
- 27 オランダ東インド会社は、今日の会社のような公正な競争を前提としておらず、きわめて特権的な立場の企業であった。
- 28 社会からの要請に即応した生産活動ができない場合は、企業は社会的合理性を得ることができないため、継続的に事業を営むことが困難である。
- 29 社会のために経営を行なうことは、営利目的から逸脱した社会貢献活動を推進することとは異なる。企業は、あくまでも営利を目的としており、営利目的の活動を通して社会に貢献しなければならない。なぜならば、企業は、営利活動を通して社会からの要請を満たすことで社会的合理性を得ることができるからである。これに関しては、以下を参照されたい。藻利重隆[1984]『現代株式会社と経営者』千倉書房。
- 30 コーポレート・ガバナンスには、さらにスカンジナビア型や中国型など多くのタイプのコーポレート・ガバナンスがある。本稿では、便宜上、先進国のコーポレート・ガバナンスのタイプを挙げた。研究者によって指摘するコーポレート・ガバナンスのタイプの数やその分類の基準が異なるが、おおむねアメリカ型、イギリス型、ドイツ型、日本型、フランス型のコーポレート・ガバナンスは、研究が深く掘り下げられている。
- 31 これについては、海道ノブチカ[2005]1章.および、吉森賢[2007]4章,8章.を参照されたい。
- 32 海道ノブチカ[2005]11頁。
- 33 これについては、吉森賢[2000]55頁.および、吉森賢[2007]4章.を参照されたい。
- 34 小島大徳[2004]
- 35 小島大徳[2004]は、コーポレート・ガバナンス原則とは、「企業のコーポレート・ガバナンス構築を目的として、経営者が企業の利害関係者間の利害調整を行いながら、健全で効率的な企業経営を行える企業構造の一形態をなすもの」であると定義している。小島大徳[2004]187頁。
- 36 小島大徳[2004]
- 37 小島大徳[2004]15頁。
- 38 そのため、小島大徳[2004]は、企業に対して、企業独自原則を用いて企業経営を実践していくことを提言した。小島大徳[2004]190頁。
- 39 小島大徳[2006]148頁。
- 40 European Commission [2001a]
- 41 European Commission [2001b]
- 42 このとき、ドイツがヴェルサイユ条約によって課された賠償金は、1320億金マルクである。
- 43 クーデンホーフ・カレルギーによって提唱された。カレルギーが汎ヨーロッパを提唱した目的は、欧州の再生と戦争の防止の2つであるといわれている。これについては、以下を参照されたい。内藤雄雄[2006]
- 44 第二次世界大戦後、ヨーロッパの国々は、シューマンプランの発表後に、1951年、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 発足、1957年、欧州経済共同体 (EEC) および欧州原子力共同体 (EURATOM) 発足、1967年、欧州共同体 (EC) の発足、など、急速にEU統合に向けた共同体の創造が進んでいった。
- 45 EUの制度において、ドイツ銀行を基に欧州銀行の構造を構築するなど、ドイツをモデルとする制度作りを進めた形跡が見える。この背景には、経済面において、EUの国々をドイツが引き揚げたという過去があることがある。EUROの前身となったECU (European Currency Unit) においては、ドイツマルクにECUが連動するほど、ドイツ経済に依存していた。

- 46 平田光弘[2008b]56頁.
- 47 平田光弘[2008b]56頁.
- 48 会社経営活動における「自由」は、最高度に尊重されなければならない。また、経営者の舵取りに対する監視・監督を強めていけば、それはかえって経営者の自己規制力や自己統治力を弱めかねない。これに関しては、以下を参照されたい。
- 小島大徳[2008b]
- 平田光弘[2008a]
- 参考文献**
- 邦語文献**
- 今西宏次[2007]「コーポレート・ガバナンス」『同志社商学』第59巻第3・4号,同志社大学,115-118頁.
- 大塚久雄[1969]『大塚久雄著作集 第1巻 株式会社発生史論』岩波書店.
- 海道ノブチカ[2005]『ドイツの企業体制—ドイツのコーポレート・ガバナンス—』森山書店.
- 勝部伸夫[2006]「我が国のコーポレート・ガバナンス論とその課題」『経営学論集』69号,日本経営学会,99-104頁.
- 小島大徳[2009]『企業経営原論』税務経理協会.
- 小島大徳[2008a]「EUの企業行動と企業統治改革」『企業の責任・統治・再生—国際比較の視点—』文眞堂,78-95頁.
- 小島大徳[2008b]「自由の対立」『国際経営論集』第36号,神奈川大学経営学部,119-134頁.
- 小島大徳[2007]『市民社会と企業統治』文眞堂.
- 小島大徳[2006]「アジアにおける企業統治」『経営教育研究9—経営教育と経営の新課題』学文社,131-153頁.
- 小島大徳[2004]『世界のコーポレート・ガバナンス原則—原則の体系化と企業の実践—』文眞堂.
- 佐久間信夫[2006]「外部監視と日本の企業統治」『創価経営論集』第30巻第2・3合併号,創価大学,1-16頁.
- 櫻井克彦[1999]「コーポレート・ガバナンスに関する一考察—企業の社会的責任との関連を中心に—」『経済科学』第46巻第4号,名古屋大学大学院経済学研究科,29-42頁.
- 科野孝蔵[1984]『オランダ東インド会社—日欄貿易のルーツ—』同分館.
- 出見世信之[2007]「『会社支配』・『企業統治』・『企業の社会的責任』—株主・経営者・利害関係者関係からの考察—」『明治商学論叢』第87巻,明治大学商学部,131-152頁.
- 出見世信之[2003]「経営から見たコーポレート・ガバナンス」『Research Papers』40巻,大東文化大学,1-6頁.
- 出見世信之[1997]『企業統治問題の経営学的研究』文眞堂.
- 仲田正機[1999]「コーポレート・ガバナンスの基本的性格と主要論点」『同志社商学』第51巻第1号,同志社大学,111-132頁.
- 永積昭[2000]『オランダ東インド会社』講談社.
- 内藤徹雄[2006]「欧州統合の提唱者、クーデンホーフ・カレルギーの思想と行動」『共栄大学研究論集』4巻,共栄大学,163-173頁.
- 中野常男[2003]「株式会社と経営管理機構:その歴史的考察—オランダ・イギリス両東インド会社にみる企業統治システム—」『松山大学論集』第15巻,第2号,松山大学総合研究所,101-133頁.
- 中野常男[2002]「イギリス東インド会社と企業統治—最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能—」『国民経済雑誌』第186巻,4号,神戸大学経済経営学会,19-39頁.
- 中野常男[2001]「オランダ東インド会社インド会社と企業統治—最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能—」『国民経済誌』第183巻,2号,神戸大学経済経営学会,13-32頁.
- 平田光弘[2008a]『経営者自己統治論—社会に信頼される企業の形成—』中央経済社.
- 平田光弘[2008b]「欧州統合と欧州株式会社—EU企業の競争力強化に向けた基盤作り—」『経営力創成』第4号,東洋大学経営力創成研究センター,49-63頁.

- 平田光弘[2006]「コーポレート・ガバナンスの周辺概念」『コーポレート・ガバナンスとCSR』中央経済社,15-35頁.
- 平田光弘[2003]「日本における取締役会改革」『経営論集』第58号,東洋大学,159-178頁.
- 松下優[1998]「多様なコーポレート・ガバナンス論議の謎—国際比較の視点から—」『経営學論集』68巻,日本経営学会,187-193頁.
- 藻利重隆[1984]『現代株式会社と経営者』千倉書房.
- 吉森賢[2007a]『企業統治の企業倫理』放送大学教育振興会.
- 吉森賢[2007b]「企業統治と経営成果の関係性—日本・アメリカ・ドイツの比較による視点—」『放送大学研究年報』第25号,放送大学,42-47頁.
- 吉森賢[2000]「ドイツとフランスにおける二層型取締役会—企業統治の視座—」『横浜経営研究』第21巻1・2号,53-84頁.
- 吉森賢[1999]「フランスにおける企業間関係と企業統治の有効性」『横浜経営研究』横浜国立大学,14-40頁.

外国語文献

- European Commission [2003] *Modernising Company Law and Enhancing Corporate Governance in the European Union — A Plan to Move Forward*, European Commission.
- European Commission[2001a] *Council Regulation EC No 2157/2001 of 8 October 2001 on the Statute for a European company SE*, Official Journal of the European Communities.
- European Commission[2001b] *Council Directive 2001/86/EC of 8 October 2001 supplementing the Statute for a European company with regard to the involvement of employees*, Official Journal of the European Communities.
- Guido Ferrarini[2006], "One Share-One Vote: A European Rule?", *ECGI Working Paper Series in Law*, Law Working Paper N° ,58/2006, European Corporate Governance

Institute, pp.1-27.

- Klaus J. Hopt[2005], "European Company Law and Corporate Governance: Where Does the action Plan of the European Commission Lead?", *ECGI Working Paper Series in Law*, Law Working Paper N° ,52/2005, European Corporate Governance Institute, pp.1-25.
- Luca Enriques[2005], "Company Law Harmonization Reconsidered: What Role for the EC", *ECGI Working Paper Series in Law*, Law Working Paper N° ,53/2005, European Corporate Governance Institute, pp.1-27.
- OECD[2004], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Co-operation and Development.
- OECD[1999], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Co-operation and Development.
- Theodor Baums[2007], "European Company beyond the 2003 Action Plan", *ECGI Working Paper Series in Law*, Law Working Paper N° ,81/2007, European Corporate Governance Institute, pp.1-25.